

事 務 連 絡
令和元年 8 月 15 日

加盟・準加盟団体
事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 根本 光 憲

スポーツ庁発信文書の周知について（依頼）

平素より当協会スポーツ推進事業に多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、別添資料のとおり、スポーツ庁より「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」についての周知依頼がありましたのでご通知申し上げます。

ついては、貴団体におかれましては、改めて加盟団体及び関係諸機関へのご周知にご協力いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

総務部 総務課 担当：三浦

TEL：03-6910-5801 FAX：03-6910-5820

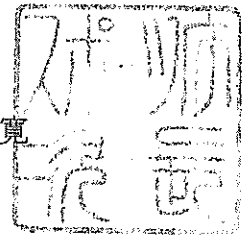


元ス庁第279号
令和元年8月7日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
公益財団法人日本スポーツ協会会長
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長
公益財団法人日本体育施設協会会長
公益財団法人日本中学校体育連盟会長
公益財団法人日本レクリエーション協会会長
総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長
公益財団法人全国スポーツ推進委員連合会長
公益財団法人全国大学体育連合会長
公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構会長
一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長
特定非営利活動法人日本オリンピックズ協会会長

殿

スポーツ庁次長
瀧本 寛



「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」について（通知）

スポーツ庁では、別添のとおり、「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」（以下「中長期的施策」という。）を令和元年8月7日付けで決定しました。

本中長期的施策については、「スポーツ実施率向上のための行動計画」（平成30年9月6日策定）において、新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的施策を取りまとめることとされていたところです。

具体的には、スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けて、①地域におけるスポーツの環境づくり、②スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進、③障害者スポーツの推進、④エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進の4分野を柱として、分野ごとに施策をとりまとめております。

スポーツ庁では、今後、本中長期的施策を踏まえたスポーツ施策を推進するとともに、本中長期的施策の各項目について工程表を策定し、定期的に進捗を確認しつつ、着実な施策の実施を図ることとしておりますので、各関係機関におかれては、格別の

御協力を賜りますようお願いいたします。

また、加盟団体等を有している各関係機関におかれては、このことを、加盟団体等に対しても周知願います。

添付資料

別添1 スポーツ実施率向上のための中長期的な施策（概要）

別添2 スポーツ実施率向上のための中長期的な施策

【本件連絡先】

スポーツ庁健康スポーツ課企画係

電話：03-5253-4111（内線2688）

E-mail: kensport@mext.go.jp